

第1編 総 則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号、以下「法」という。)第42条の規定に基づき、田原市の地域に係る関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2節 計画の性格

第1 地域防災計画（風水害等災害対策編・地震災害対策編・津波災害対策編・原子力災害対策編、水防計画）

ア この計画は、法第42条の規定に基づき作成する「田原市地域防災計画(以下「市地域防災計画」という。)」の風水害等災害対策編、地震災害対策編、津波災害対策編、原子力災害対策編及び水防法の規定に基づき作成する水防計画として、各災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。

イ この計画を効果的に推進するため、市及び県は、防災に関する政策、方針決定経過を始めとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

ウ 市民の生命、身体及び財産を守るために、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が取るべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

エ 田原市防災会議(以下「市防災会議」という。)は、市地域防災計画を作成し、毎年計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

オ この計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び愛知県地域防災計画(以下「県地域防災計画」という。)を参考として行うものとし、特にこの計画において、計画事項に示すものについては、市の実情に応じた細部を計画するものとする。

第2 地震防災強化計画

本市は、平成14年に東海地震の地震防災強化地域(以下「強化地域」という。)に指定されたため、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第6条第1項に基づき、本計画において次の事項を定める。

- (1) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

- (2) 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (3) 東海地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

なお、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、本計画においては、計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定めるものとする。

第3 南海トラフ地震防災対策推進計画

本市は、平成26年3月28日に南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)に指定されたため、南海トラフに係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特別措置法」という。)第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進計画を作成する。

また、本市は、同日に「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」にも指定されたことから、南海トラフ特別措置法第20条に基づき、津波避難対策緊急事業計画を策定する。

推進計画の基本となるべき事項は、次のとおりである。

- (1) 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項
- (3) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関及び市の他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- (4) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- (5) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
- (6) 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

なお、これらの事項については、本編第4章「防災・減災目標と基本的施策」、第2編「災害予防」及び第3編「災害応急対策」で定める。

第4 愛知県地域強靭化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第13条において、県が策定する国土強靭化地域計画は、国土強靭化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靭化に関する部分は、愛知県地域強靭化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- ① 県民の生命を最大限守る
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する
- ③ 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏域全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- ④ 迅速な復旧・復興を可能とする

第5 田原市国土強靭化地域計画との関係

本計画は、国土強靭化基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであり、市地域防災計画を始めとする本市における様々な分野の計画等の指針となるもので、国の国土強靭化基本計画と同様に、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものである。このため、市においても、国土強靭化に関する部分については、その基本目標である。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする

第6 田原市津波防災地域づくり推進計画との関係

津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第10条において、「市町村は、基本指針に基づき、かつ津波浸水想定を踏まえ、単独又は共同して、当該市町村の区域内について、推進計画を作成することができる」とされている。

本計画の策定に当たり、上位計画である愛知県・田原市の地域防災計画、改定版田原市都市計画マスターplan、第3次あいち地震対策アクションプラン等の防災関連施策との整合性を図り、また、南海トラフ巨大地震中部ブロック地域対策計画や海岸保全基本計画等の国・県の関連計画との整合を図る。

第7 他の計画との関係

水防法(昭和24年法律第193号)に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構成		主な内容
第1編	総則	大規模地震の被害想定、防災・減災目標と基本的施策、防災関係機関の事務又は業務の大綱等
第2編	災害予防	大規模地震その他災害の発生に備えた予防対策等
第3編	災害応急対策	大規模地震その他災害が発生した場合の応急対策等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策等
第5編	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対策等
第6編	原子力災害対策	原子力災害に対する対策等
別紙	東海地震に関する事前対策	東海地震注意情報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対策等

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も重要な施策である。近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、高潮、土砂災害などの災害リスクが高まっている。また、南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えなければならない。

市、県を始めとする各防災関係機関は、本編第3章第3節「被害の予測結果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組を進めていかなければならぬ。

また、防災に関する政策、方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

第1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

第2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとお

りとする。

第1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、県、他市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

第2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

第3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

第4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

第5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、本計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

第6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 本市の概況

第1節 地勢

第1 位置・面積等

本市は、愛知県の南端に位置する渥美半島のほぼ全域を市域とし、北は三河湾、南は太平洋、西は伊勢湾と三方を海に囲まれ、東側で豊橋市のみに接している。

位置：東経 137 度 16 分 00 秒

北緯 34 度 39 分 56 秒

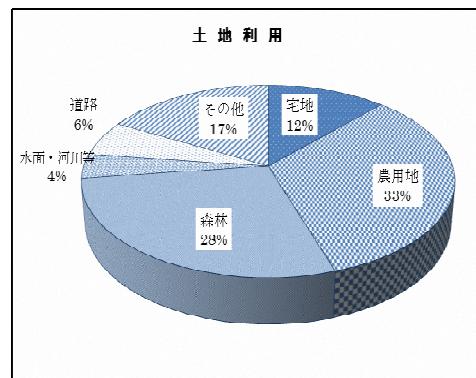
東西延長：約 30km

南北延長：約 10km

行政面積：191. 11km²

海岸線延長：97. 1km

最高標高：327. 9m



第2 地形

田原市街地の北西から西側にかけて蔵王山地が分布し、南部のいくつかの段丘面には複合した洪積台地が分布している。また、太平洋岸は赤羽根漁港付近及び堀切地区から日出地区を除いて標高 10m 以上の崖であり、さらに、市街地中央～東部にかけての汐川沿い、今池川及び芦ヶ池周辺の低地、池尻川沿い、精進川沿い、新堀川沿い、今堀川沿い、免々田川沿い、天白川沿いには沖積平野が広がっている。

第3 地質

田原市周辺の地質は、山地を構成する中・古生界とそれを覆う第四紀層からなる。その内、中・古生界は、蔵王山地に分布する秩父累帯と、田原市北部にわずかに分布する三波川帯からなり、第四紀層は中部更新統である渥美層群、上部更新統である福江礫層と野田泥層及び完新統(山麓崖錐堆積物や現河床堆積物等)からなる(詳細については附属資料参照)。

第2節 人口等

第1 人口等

(1) 人口

計	人口		世帯数
	男	女	
59, 360 人	30, 138 人	29, 222 人	21, 300 世帯

R2 国勢調査

(2) 階層別人口

15 歳未満	15 歳以上 65 歳未満	65 歳以上	計
7, 578 人 (12. 8%)	34, 717 人 (58. 5%)	17, 065 人 (28. 7%)	59, 360 人

R2 国勢調査

(3) 外国人登録者数

計	中国	フィリピン	ベトナム	インドネシア	その他
1,662人	247人	426人	321人	198人	470人

R5.3.31 市民課

(4) 昼間人口・移動人口

昼間人口	流入超過人口 (流入人口-流出人口)	流入人口	流出人口	通勤者	通学者
65,304人	5,944人	12,910人	6,966人	25,583人	6,842人

R2 国勢調査

(5) 3階以上の建築物(防火対象物)

計	田原地区	赤羽根地区	渥美地区
279棟	208棟	12棟	59棟

R4.4.1 消防年報(田原市消防本部)

第2 事業所等

市内には、2,583の事業所があり、そこで働く従業員は34,551人となっている。(H26 経済センサス)

第3 観光客等

市内には、伊良湖岬を中心に、蔵王山、芦ヶ池農業公園(サンテパルクたはら)、道の駅等が立地し、これらを訪れる観光客は、年間約230万人となっている。

観光入込客数(年間)	2,342,224人
宿泊者数(年間)	257,463人

R5 市調査

第4章 予想される地震災害等

第1節 地震災害等の基本的な考え方

「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」や「平成26年度田原市南海トラフ地震被害予測調査」、過去に発生した津波災害、高潮災害などを考慮し、固定概念にとらわれることなく、災害予防計画を始めとする様々な対策を講じることとする。

第2節 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波の被害予測

田原市では、愛知県が実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」の「理論上最大想定モデル(地震動：陸側ケース・東側ケース、津波：ケース①)」の地震について、田原市における被害想定を実施した。

第1 調査概要

建物被害、人的被害、避難者については、今後の防災対策の基礎資料とするため、校区・地区単位での推計を行った。理論上最大クラスの地震では、不確定要素が大きいことから、愛知県ではライフライン施設被害以降の被害想定を、あくまでも参考値としてのみ取り扱っているため、本市の被害想定においても同様の考え方とした。ライフライン施設被害、交通施設被害、産業保安施設被害、生活支障等、廃棄物については、市全体の様相を検討した。

第2 想定季節と時間

被害を想定する季節と時間は、次の3ケースとした。

- ・冬の夕方（18時頃）
- ・春秋日中（12時頃）
- ・冬の早朝（5時頃）

第3 被害想定単位

被害を想定する単位は250mメッシュ（中心市街地は125mメッシュ）とした。

第3節 被害の予測結果

第1 地震動予測

陸側ケースと東側ケースの最大値を採用した場合の震度分布では、田原市の平野の大部分で震度7を示す結果となった。

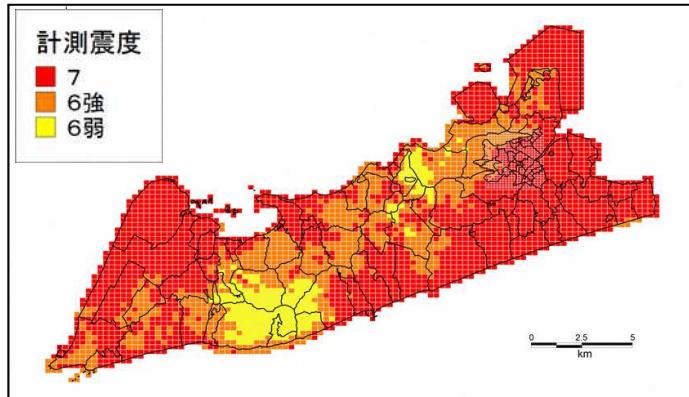


図-1 震度分布図

（陸側ケースと東側ケースの最大値）

第2 液状化危険度予測

液状化危険度については、埋立地や砂州、川沿いの低地等において、液状化の危険度が高くなっている。

図-2 液状化危険度
(陸側ケースと東側ケースの最大値)

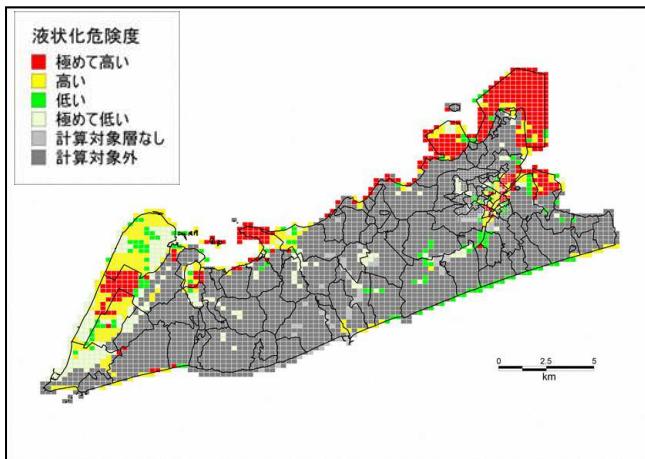
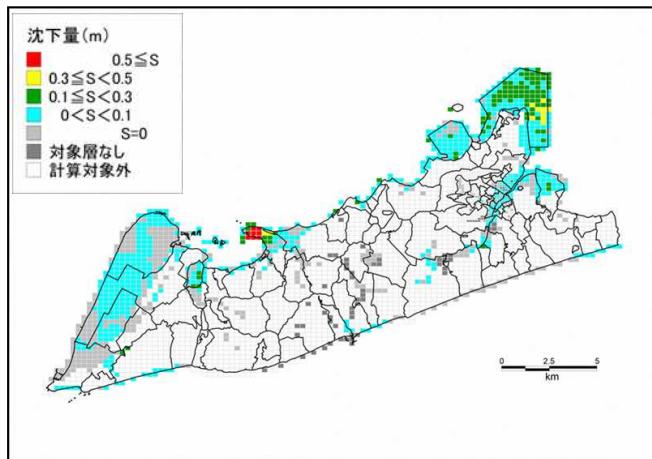


図-3 液状化に伴う沈下量
(陸側ケース)



第3 津波の予測

津波については、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」のうち、本市関係分を抜粋した。

(1) 沿岸津波高

田原市沿岸の津波高さは、三河湾内ではおおむね3～4m程度であるが、遠州灘側では10～20mであり、日出の石門付近では21mにも達する地点がある。

表1 各計算ケースにおける津波高一覧（朔望平均満潮位 地盤変動量を考慮）

	理論上最大想定モデル					
	ケース① (m)	ケース⑥ (m)	ケース⑦ (m)	ケース⑧ (m)	ケース⑨ (m)	最大値 (m)
田原市	21.0	18.9	9.3	13.4	18.0	21.0

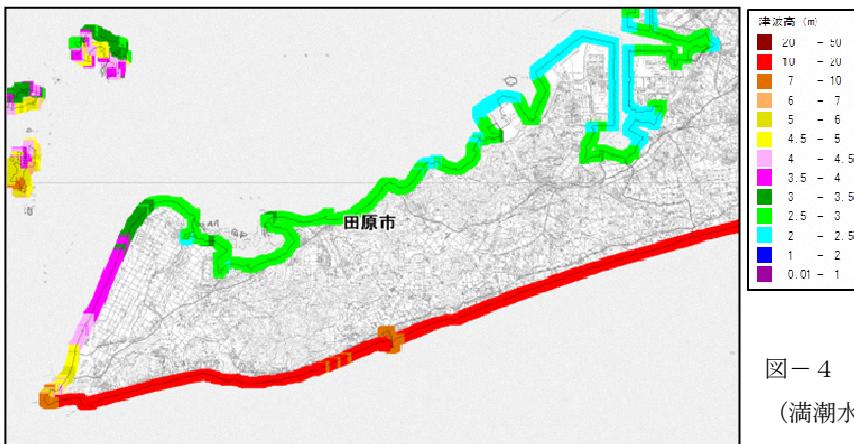


図-4 津波高（ケース①）
(満潮水位 地盤変動量考慮)

(2) 沿岸津波の到達時間

沿岸に津波高(+30cm)の津波が到達する時間は、遠州灘側では、発災後約6分で津波が押し寄せるが、三河湾側では、発災後30分～1時間以上経過してからである。

表2 各計算ケースにおける沿岸への津波到達時間一覧（分）

	理論上最大想定モデル					
	ケース①	ケース⑥	ケース⑦	ケース⑧	ケース⑨	最短到達時間
田原市	9	9	6	11	8	6

到達時間 30cm(分)

- 100 - 120
- 80 - 100
- 60 - 80
- 40 - 60
- 35 - 40
- 30 - 35
- 25 - 30
- 20 - 25
- 15 - 20
- 10 - 15
- 5 - 10
- 0 - 5

図-5 津波到達時間
(ケース①) (津波高+30 cm)

(3) 最大浸水深分布

汐川河口の低地部や渥美半島西端の低平地では、広い範囲にわたって浸水する。1 cm以上浸水する面積は、最大で 3,138ha である。

表3 各計算ケースにおける浸水深別面積一覧 (ha)

津波ケース	浸水深 10m以上	浸水深 5 m以上	浸水深 2 m以上	浸水深 1 m以上	浸水深 30 cm以上	浸水深 1 cm以上
ケース①	59	199	1,035	1,830	2,747	3,138
ケース⑥	45	148	671	1,316	1,856	2,139
ケース⑦	0	22	445	898	1,264	1,454
ケース⑧	5	113	656	1,302	1,918	2,235
ケース⑨	43	174	830	1,659	2,468	2,843

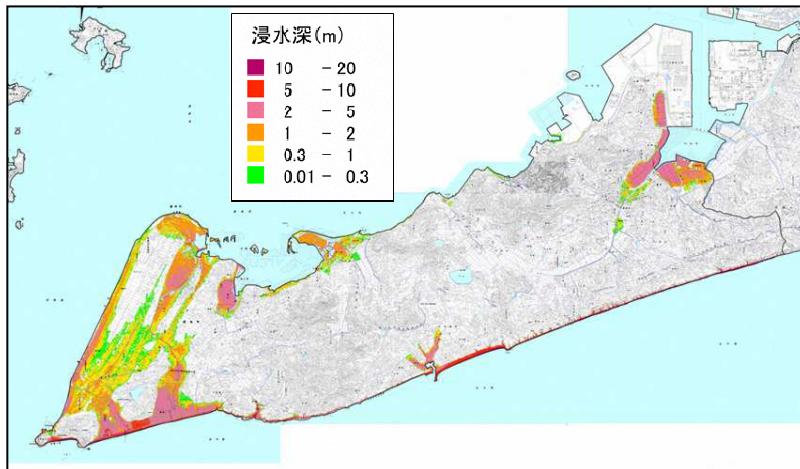


図-6 最大浸水深分布
(ケース①)

(4) 浸水が 30 cmに達する時間

遠州灘側は、発災後数分で津波は到達するため、陸域での浸水も早くから発生する。一方、三河湾沿岸でも、汐川河口部のように、発災後 20 分以内に深さ 30 cm以上の浸水深に達する地域がある。

※設定条件

潮位は朔望平均満潮位(T.P. 1.0m)、堤防(土堰堤)は地盤の液状化等の影響により最大 75%沈下

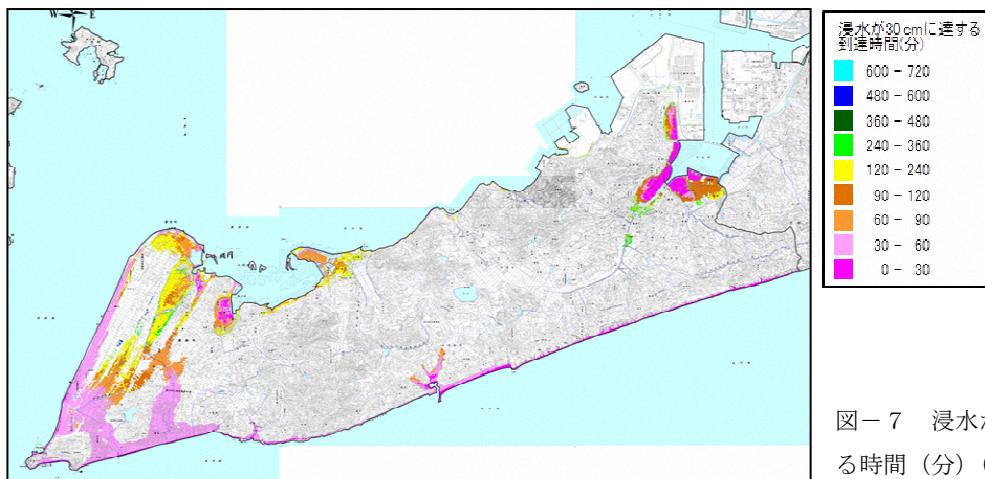


図-7 浸水が30cmに達する時間(分)(ケース①)

第4 建物被害(全壊・焼失棟数)※平成27年3月田原市南海トラフ地震被害予測調査

想定地震の区分	愛知県		田原市	
	過去地震 最大モデル (冬夕)	理論上最大想定モデル		
		(冬早朝) 地震:東側ケース 津波:ケース①	(冬夕) 陸側ケース ケース①	(冬夕) 東側ケース ケース①
建物棟数	30,010棟		30,031棟	
堤防等の条件 (土堰堤)	被災する (50%又は75%沈下)	被災する (75%沈下)	被災する (75%沈下)	被災する (75%沈下)
揺れによる全壊	約4,200棟	約9,700棟	9,777棟	10,279棟
液状化による全壊	約60棟	約60棟	13棟	13棟
浸水・津波による全壊	約100棟	約800棟	548棟	817棟
急傾斜地崩壊等による全壊	約40棟	約50棟	51棟	36棟
地震火災による焼失	約800棟	約1,100棟	1,507棟	1,278棟
合計	約5,200棟	約12,000棟	11,897棟	12,423棟

第5 人的被害(死者数)※平成27年3月田原市南海トラフ地震被害予測調査

想定地震の区分	愛知県		田原市	
	過去地震 最大モデル (冬夕)	理論上最大想定モデル		
		(冬早朝) 地震:東側ケース 津波:ケース①	(冬早朝) 陸側ケース ケース①	(冬早朝) 東側ケース ケース①
堤防等の条件 (土堰堤)	被災する (50%又は75%沈下)	被災する (75%沈下)	被災する (75%沈下)	被災する (75%沈下)
建物倒壊等による死者	約200人	約500人	530人	549人
(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	約10人	約40人	36人	40人
浸水・津波による死者*4	約100人	約900人	988人	893人
(うち自力脱出困難)*5	約70人	約200人	267人	145人
(うち逃げ遅れ)*6	約40人	約700人	721人	748人
急傾斜地崩壊等による死者	*	*	4人	3人
地震火災による死者	*	約40人	50人	43人
死者数合計	約300人	約1,500人	1,571人	1,487人

第6 ライフライン被害

項目		愛知県 過去地震 最大モデル	田原市	
			陸側ケース	東側ケース
上水道 給水人口 約 64,000 人	断水人口	直後	約 64,000 人	約 64,000 人
		1日後	約 63,000	約 63,000 人
		1週間後		約 47,000 人
		1か月後		約 19,000 人
下水道※1 処理人口 約 33,000 人	機能支障人口	直後	約 6,700 人	約 6,600 人
		1日後	約 26,000 人	約 22,000 人
		1週間後		約 4,500 人
		1か月後		約 1,600 人
電力 需要家数 約 43,000 戸	停電軒数	直後	約 38,000 戸	約 38,000 戸
		1日後	約 35,000 戸	約 35,000 戸
		1週間後		約 3,400 戸
		1か月後		約 2,700 戸
通信【固定電話】 回線数 約 13,000 戸	不通回線数	直後	約 11,000 戸	約 11,000 戸
		1日後	約 10,000 戸	約 11,000 戸
		1週間後		約 2,600 戸
		1か月後		約 1,200 戸
通信【携帯電話】	停波基地局率	直後		17%
		1日後	82%	84%
		1週間後		23%
		1か月後		21%
ガス【都市ガス】 需要家数※2 約 200 戸	復旧対象戸数	直後	約 130 戸	約 60 戸
		1日後	約 200 戸	約 60 戸
		1週間後		約 50 戸
		1か月後		約 20 戸
ガス【LPGガス】 需要世帯数※2 約 18,000 世帯	機能支障世帯	約 7,200 世帯	約 10,000 世帯	約 10,000 世帯

※1 田原市では、公共下水道(全処理人口約 33,000 人)に加え、農業集落排水処理及びコミュニティプラント(合計処理人口約 25,000 人)を整備済みであるが、公共下水道以外は、被害量や復旧を想定するための手法やデータがないため、農業集落排水処理等の被害量及び復旧の想定は行っていない。

※2 都市ガス及びLPGガスの全需要家数は、平成 24 年 1 月 1 日時点である。

第7 その他の主な被害

(1) 避難者等 ※平成 27 年 3 月田原市南海トラフ地震被害予測調査

区分		愛知県 過去地震最大モデル	田原市	
			陸側ケース	東側ケース
避難者 (避難所避難者数)	1日後	約 19,000 人	18,567 人	21,718 人
	1週間後	約 23,000 人	19,335 人	20,771 人
	1か月後	約 23,000 人	11,154 人	11,825 人
避難者 (避難所外避難者数)	1日後		11,487 人	13,650 人
	1週間後		14,595 人	16,654 人
	1か月後		26,045 人	27,629 人
帰宅困難者数	平日 12 時	約 5,800～約 7,500 人	約 5,800～約 7,500 人	

(2) 物資不足

	田原市			
	陸側ケース		東側ケース	
	1～3日目の計	4～7日目の計	1～3日目の計	4～7日目の計
飲料水	259トン	4,080トン	274トン	4,045トン
食料	113,742食	273,394食	147,081食	305,303食
毛布	28,793枚		35,096枚	

(3) 医療機能支障

	田原市			
	陸側ケース		東側ケース	
	入院対応	外来対応	入院対応	外来対応
医療対応力不足数	約1,400人	約2,100人	約1,300人	約1,800人

(4) 災害廃棄物等

区分	愛知県	田原市		
	過去地震最大モデル	陸側ケース		東側ケース
災害廃棄物 (がれき)	約1,187千トン	1,708千トン	1,510千m ³	1,818千トン
津波堆積物		767千トン	526～699千m ³	767千トン

第4節 その他災害の想定

(1) 想定した主な災害

この計画の作成の基礎として想定したその他の主な災害は、次のとおりである。

- ア 台風による災害
- イ 高潮による災害
- ウ 集中豪雨等異常気象による災害
- エ 大規模な火災
- オ 危険物の爆発等による災害
- カ 可燃性ガスの拡散
- キ 有毒性ガスの拡散
- ク 航空機事故による災害
- ケ その他の特殊災害

(2) 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。

- ア 水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された各浸水想定区域

第5章 防災・減災目標と基本的施策

第1節 防災・減災目標の設定

本市は、法に定める市の責務として、本市を襲う地震・津波、その他自然災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、また、南海トラフ地震防災・減災対策を実施するために、次のとおり目標を掲げ、考えられるあらゆる手段や手法、仕組みづくり等の対策を講じることとする。

目標：自然災害からの犠牲者ゼロ

この地域では、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、更なる防災対策の充実を図ることが必要であることから、当面、南海トラフ地震の被害予測結果の人的・物的被害の軽減に関し、次のとおり地震・津波減災目標を掲げ、基本的な施策の実施により、人的・物的両面にわたる被害の絶対量を減らすとともに、可能な限り早期の復旧を図るものとする。

【地震・津波減災目標】

1 想定死者数	令和8年度までに 約 1,600人 ⇒ おおむね8割減
2 建築物の想定全壊棟数	令和8年度までに 約12,500棟 ⇒ おおむね6割減

第2節 基本的な方針

南海トラフ地震は、最大級の地震で、その被災範囲は超広域にわたり、これまでの想定地震とは全く様相が異なり、対応困難な場合も考えられるため、様々な主体が連携し、計画的かつ速やかに防災対策を推進する必要がある。

第1 評議會への対応

- (1) 地震の揺れと火災による建物等の被害が甚大で、救助・救急活動、避難者対応、経済全体への影響など、人的・物的両面にわたり被害の絶対量を減らす事前防災の取組が極めて重要である。
- (2) 市は、人的・物的被害双方の軽減につながる耐震化を推進する。この場合、耐震化に加え、居住空間内の『揺れへの強靭さ』の対策も推進する。
- (3) 『揺れ』に伴う火災に対して、多数発生時の困難な消火活動を考え、『火災を発生させない、延焼を拡大させない』事前対策を推進する。
- (4) 経済活動の継続を確保するため、工事や事業所等の揺れや火災への対策を推進する。
- (5) ライフラインやインフラ事業者は、その施設の被災量を減らし、早期復旧の事前対策を推進する。

第2 津波からの人命の確保

- (1) 国、県、市、市民等は、安全な場所への迅速な避難のため、地域ごとにあらゆる手段を推進する。
- (2) 海岸保全施設等の整備・維持を基本として、地域住民等の避難を軸に、情報伝達体制、

避難場所、避難施設、避難経路の整備や防災教育、避難訓練、避難行動要支援者の支援等の総合的な対策を推進する。

第3 超広域にわたる被害への対応

- (1) 被害が超広域に及ぶため、従来の応急対策等では機能不全に陥り、災害応急対策の人的・物的資源が絶対的に不足することを前提に対処する。
- (2) 発災直後、被害の全体像を把握し、的確な応急活動を展開するため、市は防災カメラから概略の被災状況を把握する。
- (3) 市は、大量の避難者に対応するため、避難所に入る避難者の優先順位付けなどや、地域ごとの被災形態(孤立集落等)や対応策、被災地域では最低でも3日間(可能な限り7日分)程度の備えなどを促進する。

第4 経済に及ぼす甚大な影響の回避

- (1) 国内有数の自動車産業が立地する臨海部を抱えていることから、本市のみならず日本経済で様々な影響が想定されるため、二次的波及を低減するため、ライフライン・インフラ事業者は、交通ネットワークの強化やライフライン・インフラ施設の早期復旧を図る。
- (2) 企業等は、事業継続計画(BCP)の策定、サプライチェーン・流通拠点の複数化、中枢機能のバックアップ強化、重要なデータやシステムの分散管理等の対策を、企業間などとの連携について検討し推進する。

第5 時間差発生等への対応

先に発生した地震での大きな被害を受けた後、時間差で再び大地震・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、臨機応変に対応できる応急活動、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策を検討する。

第6 外力レベルに応じた対策

- (1) 摆れへの対策
最大クラスの地震は震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に及ぶため、各施設管理者は、施設分野ごとの耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に推進する。
なお、液状化等に対して新たな対応を検討する。
- (2) 津波対策
海岸管理者等は、過去地震最大モデルを軸とした津波を想定して海岸保全施設等を整備するが、津波が越流した場合にも、背後地の被害の軽減を図ることができるよう粘り強い構造として整備する。
最大クラスの津波に対して、市等は、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、情報伝達、避難場所、避難施設、避難路等のハード対策とソフト対策を総動員し、総合的な対策を推進する。

第7 戰略的な取組の強化

- (1) 防災・減災目標を達成するため、産官学民の連携、他自治体との広域連携、自主防災組織、企業等との連携など、あらゆる力を集結し、社会全体で自助、共助、公助により災害対策を推進する。
- (2) 市は、将来、地域防災の主体となる小・中学校の児童・生徒が災害や防災減災の基礎的知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し、判断できる能力を醸成する。

第8 訓練等を通じた対策手法の高度化(PDCAサイクル)

行政・地域住民・事業者等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行い、その結果をPDCAサイクルにより防災計画に反映させ、更なる高度化を図る。

第9 科学的知見の蓄積と活用

様々な分野の調査研究について、国、県、研究機関等と連携を図りながら、防災対策を高度化する観点から推進する仕組みを検討する。

第3節 基本的施策

前記の目標を達成するために、次のとおり災害に対する基本的施策を定め、市民、国、県、事業者等と協力して対策を推進する。

なお、具体的な施策の内容については、本計画の該当箇所に定めるとともに、減災目標の達成年度を令和5年度とし、前提となる被害想定の数値は、本編第4章第3節で予測された数値とする。

第1 地震対策の推進

- (1) 建築物の耐震化等(住宅、庁舎、市民館、集会所、学校、保育園、事業所、家具固定等)
- (2) 火災対策(建物の不燃化・耐震化、初期消火、常備消防力、消防団、自主防災組織等)
- (3) 土砂災害・地盤災害・液状化対策(急傾斜地、臨海部等)
- (4) ライフライン・インフラ施設の耐震化(道路、橋梁、上下水道等)

第2 津波対策の推進

- (1) 津波に強い地域構造の構築(津波避難施設、海岸保全施設、水門、陸閘等)
- (2) 安全・安心な避難の確保(津波ハザードマップ、防災行政無線、避難場所、避難路、避難指示等)

第3 総合的な防災体制

- (1) 防災教育・防災訓練の充実(防災情報の提供・活用、防災教育、防災訓練等)
- (2) ボランティアとの連携(ボランティアコーディネーター養成、拠点整備、資機材等)
- (3) 総合的な防災力の向上(防災意識の向上、消防団、自主防災組織、企業防災等)

第4 災害発生時の対応に係る事前の備え

- (1) 救助・救急対策(救助・救急要員の確保、関係機関との連携訓練、資機材等)
- (2) 医療対策(災害時医療情報、医薬品備蓄、供給体制等)
- (3) 消火活動等(地域コミュニティ、自主防災組織、女性防火クラブ、防災訓練、消防団、常備消防等)
- (4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動(民間物流業者と連携、搬送体制、非常用電源促進)
- (5) 食料・水・生活必需品等の物資の調達(応援協定等)
- (6) 燃料の供給対策(燃料供給体制等)
- (7) 避難者等への対応(避難行動要支援者の避難支援、広域避難等)
- (8) 帰宅困難者への対応(広域避難所、帰宅支援等)
- (9) 災害情報の提供(防災行政無線、インターネット等)
- (10) 多様な空間の効果的利用の実現(空地、公園、民間倉庫等)

第5 様々な地域的課題への対応

- (1) 沿岸部における産業・物流への被害の防止及び軽減(施設の耐震化・耐浪化、流通機能等)

- (2) 石油コンビナート地帯及び周辺の安全対策
- (3) ゼロメートル地帯の安全確保(堤防、ハザードマップ、排水ポンプ等)
- (4) 孤立可能性の高い集落への対応(通信手段、非常用電源、生活物資、備蓄資材等)
- (5) 不特定多数の者が利用する施設の安全確保(耐震化、火災対策、浸水対策、落下物防止等)

第6 災害対策本部機能の向上と応急対策の推進

- (1) 迅速な初動体制の確立(初動対応マニュアル、参集システム等)
- (2) 確実な応急対策、復旧・復興対策の推進(時系列業務行動マニュアル、各種協定等)

第4節 基本的施策の具体的な内容及び目標

減災目標を達成するために掲げた基本的施策の具体的な内容及び目標については、次のとおりとする。

第1 地震対策の推進

(1) 建築物の耐震化等

建築物の被害は、津波による浸水地域以外では死傷者発生の主要因であり、さらに出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因でもあることから、住宅や公共施設等の建築物の耐震化、建築物の屋内の安全確保等に努める。

【具体的目標】

- ① 住宅等の耐震化
 - ・住宅の耐震化率 令和2年度 62% ⇒ 令和7年度 67% ⇒ 令和12年度 72%
- ② 家具の固定
 - ・家具の固定率(住宅、集会所、事業所等) ⇒ 令和5年度 65%
- ③ 学校等の耐震化
 - ・小中学校の耐震化率 平成22年度末 100%済み
 - ・高校の耐震化率 平成27年度 100%済み
 - ・小中学校(6校)、市民館(8館)の非構造部材耐震化率 平成28年度末 100%済み
小中学校(追加分6校) 非構造部材耐震化率 令和2年度末 100%予定
 - ・保育園の耐震化率 平成25年度末 100%済み
- ④ 医療施設の耐震化
 - ・災害時の医療の拠点となる厚生連渥美病院耐震化率 平成12年度 100%済み
- ⑤ 防災拠点となる公共施設等の耐震化
 - ・消防署所庁舎の耐震化率 平成15年度末 100%済み
 - ・防災拠点となる公共施設等の耐震化率 平成29年度末 100%済み

(2) 火災対策

地震時の火災の発生を抑えるため、建築物の不燃化・耐震化の促進、感震ブレーカー等の普及促進、自動的にガスの遮断機能を活用した火災対策、安全な電熱器具等の普及促進、住宅用の火災報知機・消火器等の普及促進に努める。

消火活動を行う常備消防、消防団及び自主防災組織の充実、消防水利の確保等を図る。

防災上危険な木造住宅密集地の解消等の計画的な延焼被害軽減対策、避難場所や避難路の確保等の整備を図る。

【具体的目標】

- ① 住宅等の耐震化
 - ・住宅の耐震化率 令和2年度 62% ⇒ 令和7年度 67% ⇒ 令和12年度 72%
- ② 電気等に起因する出火の防止
 - ・感震ブレーカー等を普及させる。特に危険性の高い木造住宅密集地については集中的な取組を行う。
 - ・自動的にガスを遮断させる機能を普及させる。
 - ・安全装置付の電熱器具等を普及させる。
- ③ 地震に対する初期消火対策
 - ・住宅用火災警報器や防炎カーテン等、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具を普及させる。
 - ・大規模集客施設におけるスプリンクラー設備の耐震化を促進させる。
- ④ 常備消防力の強化
 - ・消防職員数の確保や教育訓練の拡充を行う。
 - ・消防車両の整備 ⇒ 必要に応じ、順次更新を図る。
 - ・耐震性防火水槽の整備 ⇒ 必要に応じ、順次更新を図る。
- ⑤ 消防団の充実・強化
 - ・地域防災体制の中核的存在である消防団員の基本団員数の増加に努める。
 - ・救助活動等に必要な資機材や装備の整備充実及び教育訓練の充実を図る。
 - ・消防団車両の整備 ⇒ 必要に応じ、順次更新を図る。
 - ・消防団詰所の整備 ⇒ 必要に応じ、順次更新を図る。
- ⑥ 自主防災組織の充実・強化
 - ・地域防災力強化のため、引き続き自主防災組織に対し、防災知識の普及啓発を図る。
 - ・引き続き消防職団員等が自主防災組織等に対して訓練等を行い、自主防災組織を始めとする地域の防災リーダーの育成を図る。

(自主防災組織による活動カバー率 既 100%)

- ⑦ 緊急消防援助隊の増強
緊急消防援助隊の登録目標隊数令和5年度末までに6,600隊への増強に伴い、必要な資機材等の整備を図るとともに教育訓練の充実強化、自衛隊等との連携強化を図る。
- ⑧ 老朽住宅密集地の整備
避難地や避難路の整備、建築物の不燃化、耐震化等を促進することにより、老朽住宅密集地において最低限の安全性を確保する。

(3) 土砂災害・地盤災害・液状化対策

地震による土砂災害の危険がある箇所の把握に努め、土砂災害対策や治山対策を推進する。

また、ライフライン施設やインフラ施設の液状化対策等を進めるとともに、臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進する。

(4) ライフライン・インフラ施設の耐震化

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設の耐震化・耐浪化等を進めるとともに、特に、人命に関わる重要施設への供給ラインの安定化に係る対策等を進める。

また、情報インフラの耐震化、ネットワークの多重化等を促進するとともに、交通施設

の地震時の安全性を確保するため、道路橋等の耐震改修、鉄道の脱線対策、岸壁、臨海交通施設等の耐震改修等を促進する。

【具体的目標】

① 発電・送電システムの耐震化等

発電、送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等を図る。

② 都市ガス設備の耐震化

耐震性の高いポリエチレン管など積極的に促進し、耐震化の向上を図る。

③ 上水道の基幹管路の耐震化

・基幹管路である導水管、送水管、配水本管の耐震化を図る。

上水道基幹管路更新 ⇒ 令和12年度50%

④ 下水道施設の耐震化と津波対策

・下水道施設(下水処理場、ポンプ場、管きょ)の耐震化を図る。

田原浄化センター管理棟、田原中継ポンプ場の津波対策として令和10年度までに実施予定

⑤ 上下水道、電気、ガス、通信の復旧体制の充実

第2 津波対策の推進

(1) 津波に強い地域構造の構築

海岸堤防等の整備、既設の海岸堤防等の耐震対策、水門、陸閘等の統廃合、自動化・遠隔操作化等の促進等を行うとともに、津波エネルギーの減衰効果等が期待される海岸防災林の整備を促進する。

行政関連施設、学校、社会福祉施設や医療施設等の耐浪化等を促進するとともに、津波避難の避難路や避難場所の整備等、想定される津波の高さや立地条件等の各地域の実情等を踏まえた津波対策を講じる。

最大クラスの津波に対応した災害に強い地域を構築するため、地域の実情や将来像等を踏まえた土地利用計画を事前に策定するよう努める。

【具体的目標】

① 津波避難施設の指定

津波からの一時的な避難場所・津波避難ビルの指定 平成23・24年度指定済み

② 海岸保全施設整備の促進

津波等による浸水から防護するため、海岸保全施設の整備、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を促進する。

③ 行政関連施設の津波対策

津波襲来時の一時的な避難場所の確保とともに、行政機能の早期回復を図るため、津波対策を効果的に推進する。

(2) 安全・安心な避難の確保

津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定区域の設定や津波災害警戒区域の指定を受けた後、津波避難対象区域、避難場所・避難路等、津波情報の収集・伝達方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容、要配慮者の避難対策等を記載した津波避難計画の見直しを行うとともに、避難誘導体制の強化を図る。その際、避難者及び避難誘導に従事する者の安全に配慮するものとする。

不特定多数の者が利用する施設管理者、港湾管理者、危険物等取扱施設の管理者、船舶管理者等は、津波避難計画を含む津波への対応策の策定・見直しを行う。

避難場所・避難施設、避難路・避難階段等は、最大クラスの津波に対応できるよう、整備・指定等を着実に推進する。

防災行政無線、J-ALERT(全国瞬時警報システム)、テレビ(ワンセグを含む。)、ラジオ(コミュニティFMを含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能、SNSを含む。)、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化など、災害時に確実に伝達できるよう整備や訓練等を実施する。

【具体的目標】

- ① 津波ハザードマップの作成及び防災訓練の実施
 - ・津波ハザードマップの見直しを行うとともに、防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促す(令和元年7月愛知県指定の津波災害警戒区域の基準水位を標示した新津波ハザードマップを作成・公表済み。)。
 - ・市内一斉自主防災訓練の実施の際、最大クラスの津波に対して緊急に警戒避難体制が必要な74地区の津波避難訓練の実施割合 平成28年度100%実施済み
 - ・津波情報等伝達・提供訓練、水門・陸閘等の閉鎖訓練、避難・誘導訓練等の津波防災総合訓練を毎年実施する。
- ② 防災行政無線等の多様な防災情報伝達手段の整備
 - ・防災行政無線(同報系)の整備率100%済み
 - ・緊急速報メールの整備率100%済み
 - ・J-ALERT 自動起動機整備済み
 - ・Eメール、防災アプリ整備済み
- ③ 避難指示の発令基準の作成
 - 津波に係る具体的な避難指示等の発令基準を作成済み
- ④ 港内における船舶津波対策の充実
 - 地域特性に応じた港内における船舶津波対策の充実を図る。
- ⑤ 避難路、避難用通路及び避難場所の整備
 - ・早期避難が可能となるよう、避難路、海岸堤防スロープ等の避難通路の整備を推進する。
 - ・分かりやすい津波避難表示を平成30年度までに整備済み
 - ・付近に高台等がない避難困難地域への避難場所を令和3年度までに整備済み。

第3 総合的な防災体制

(1) 防災教育・防災訓練の充実

平常時から防災情報について理解しておくとともに、平常時からの防災情報の共有・活用及び防災教育・訓練等を体系的に推進する。

【具体的目標】

- ① 防災研修の推進
 - 防災研修の推進により、引き続き職員等の防災対応能力の向上を図る。
- ② 防災教育の推進
 - 防災カレッジ、市政ほーもん講座、防災講習会、子ども防災教室や防災キャンプなど、引き続き防災教育の推進により、住民、児童・生徒等の防災知識等の普及を図る。

(③) 津波防災訓練の実施

特に津波到達時間の短い地区において、引き続き毎年津波避難訓練を実施する。

その際、津波の情報伝達訓練、水門・陸閘等の閉鎖訓練、救助救護訓練、道路障害物等撤去訓練、緊急物資輸送訓練等の総合訓練をできる限り毎年実施する。

(2) ボランティアとの連携

災害ボランティアの受付を始め、ボランティアコーディネーターの育成、ボランティア活動拠点と活動用の資機材の整備等により支援し、ボランティアと連携した復旧対策を効果的に進める。

【具体的目標】

① ボランティアコーディネーターの養成

養成講座やフォローアップ講座など、引き続きボランティアとの連携に努める。

② 活動拠点等の整備

復旧対策を効果的に進めるため、活動拠点(田原福祉センター等)や活動用資機材の整備を図る。

(3) 総合的な防災力の向上

被害想定や施設の耐震特性等に関する情報を始めとする地域の災害リスク情報を整備し、それを分かりやすい表現方法と手段で公表し、地域住民等との共有を図り、防災意識の向上を進める。

地域防災力の中核となる消防団の基本団員・装備・施設を充実させるとともに、自主防災組織の充実強化と併せて防災用資機材、飲食料等の備蓄状況に関する情報の整理・更新を適切に実施する。

事業所の建築物の耐震化、不燃化、避難環境、避難誘導体制の整備等により従業員等の生命の安全確保を図るとともに、家族の安否確認を行う。

また、企業従業員の消防団や自主防災組織等への参加促進、市や他企業等との災害時応援協定の締結により、防災意識の向上や応急活動体制の強化等を図る。

【具体的目標】

① 地域防災力強化のため、引き続き自主防災組織に対し、防災知識の普及啓発を図る。

② 引き続き消防職団員等が自主防災組織等に対して訓練等を行い、自主防災組織を始めとする地域の防災リーダーの育成を図る。(自主防災組織による活動カバー率 既 100%)

第4 災害発生時の対応に係る事前の備え

(1) 救助・救急対策

建設機械を保有する民間事業者を含め、救助・救急のための要員の確保・育成や必要資機材の配備等の体制の充実を図る。また、救助・救急効果の向上を図るため、緊急消防救援隊、警察災害派遣隊、自衛隊、海上保安庁の部隊、DMAT(災害派遣医療チーム)、救護班、さらには、これらの救助・救急部隊等と現場で密接に連携する TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)との連携を推進する訓練等により、より一層対処能力を向上させる。

(2) 医療対策

大量発生が予測される傷病者や、被災地域内の入院患者、医療施設の被災状況等の災害医療情報や医薬品備蓄情報等を、EMIS(広域災害救急医療情報システム)を用いて共有化を図るなど医薬品供給体制の充実を図る。

(3) 消火活動等

平常時から引き続き、地域コミュニティの推進、自主防災組織の充実強化、女性防火クラブ・少年幼年消防クラブの充実、防災教育や訓練の実施等を行うとともに、消防団、常備消防、緊急消防援助隊等の体制の充実によって、消防力の充実・向上を図る。

火災が発生すれば市街地が延焼し、風向きにより避難の方向も異なることから、安全かつ迅速な避難誘導が実施できるよう、適切な情報提供を行う体制を充実させる。

(4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

民間物流事業者との連携・協力体制の構築を図るほか、民間物流事業者の施設及びノウハウの活用、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組み整備等により、緊急輸送・搬送体制を整備するとともに、支援物資の拠点となる民間物流事業者の施設において、できる限り非常用電源、非常用通信設備の導入を促進する。

(5) 食料・水・生活必需品等の物資の調達

災害時の調達困難に備え、食料・水・生活必需品等の物資の備蓄を進める。また、小売店やコンビニエンスストア等を通じて、被災地内における物資の安定供給が可能となる体制を構築するとともに、被災地内の避難所や自宅にいる人々の燃料、生活必需品等について、店舗販売を含め必要な物流の確保ができるよう、関係事業者との調整や物資確保に必要な車両の確保などをあらかじめ進めておく。

【具体的目標】

- ① 備蓄食料平成24年度末10万9,000食 平成28年度末16万食備蓄済み

(6) 燃料の供給対策

避難所となる学校や医療施設に加え、電気、ガス、上下水道、通信等のライフライン等の重要施設の住所や設備情報等をあらかじめ共有し、迅速な燃料供給に備える。

緊急自動車や被災地域内で災害応急対策に従事する緊急通行車両確認標章を掲げる車両に対し、優先給油を行う方策をあらかじめ定めておく。

【具体的目標】

- ① 災害対応型給油所等の普及による燃料供給体制の確保

- ・災害対応型給油所等の、自家発電設備や緊急用可搬式ポンプの導入を促進する。
- ・燃料供給の途絶に備え、避難所への災害用LPガスバルク等の導入を促進する。

(7) 避難者等への対応

大多数の住民等の避難を想定し、早期帰宅等による避難所避難者の低減、市との連絡体制の確立や避難所運営、避難者への情報提供、空家・空室の活用、応急仮設住宅の早期提供、罹災証明書等の各種手続の簡素化等を推進する。特に、避難者の情報ニーズを把握するとともに、WebサイトやSNSの活用等、情報提供体制を整備しておく。

避難所や生活必需品の不足等により在宅避難もあることから、物資の供給が滞らないよう、民間事業者と協力して対応する。

避難者家族間の複数の安否確認手段を使用する必要性や使用順位を決めておく等の重要性について周知する。

広域避難の場合、移送が必要な避難者の選定方法、数、移送先・移送手段の調整方法、広域避難者への情報提供体制等を定めた広域避難計画を作成する。

要配慮者が安心して生活できる設備や指定済みの福祉避難所や避難経路、利用対象者の

範囲等を、要配慮者を含む住民に周知し、さらに専門的な人員の広域応援体制を構築する。

【具体的目標】

- ① 避難行動要支援者の避難支援対策の推進

避難行動要支援者名簿を作成・活用し、避難行動要支援者の避難支援等を適切に実施する。

(8) 帰宅困難者等への対応

民間事業者等と協力して帰宅困難者等への安全な帰宅支援に努め、一斉徒步帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図る。

【具体的目標】

- ① 一時的な滞在場所(防災公園)を平成27年度末整備済み

(9) 災害情報の提供

発災時を想定した情報提供手段の機能検証を行い、災害時にも必要な情報が適切に発信され、被災者を始め市民が容易に入手できる環境を確保する。

(10) 多様な空間の効果的利用の実現

公共用地等の有効活用を図り、あらかじめ利用可能な空地や民間倉庫、公園等の多様な空間の利用について事前に管理者と調整した上でリスト化し、隨時、情報を更新するなど、円滑なオープンスペース利用体制を整備する。

第5 様々な地域的課題への対応

(1) 沿岸部における産業・物流への被害の防止及び軽減

① 臨海部、港湾・漁港における地震・津波対策

臨海部、港湾・漁港の物流機能をできる限り確保するため、港湾施設等の耐震化・耐浪化、漂流物防止柵の設置、船舶の係留促進等を図るとともに、臨海部や港湾施設等が被災した場合の代替施設や輸送方法の検討、外郭施設等が有する津波の低減効果を活かした防災・減災対策の推進を図る。

② 農業用施設等における地震・津波対策

土地改良施設の耐震化、農業用燃料タンクの耐震化・耐浪化、農地地すべりの防止又は軽減を図る対策、海水の侵入を防ぐ堤防等の整備を推進するとともに、ため池決壊等に係るハザードマップの作成、警報装置等の整備に努める。

(2) 石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保

石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)等災害の防止に関する法律に基づく対策や、災害発生時の消防即応体制の強化、避難誘導等が的確に行われる体制の整備等を進める。

また、地震・津波に伴う石油コンビナートの被災による周辺への影響評価を充実する。

(3) ゼロメートル地帯の安全確保

地震時に河川・海岸堤防等が沈下・損壊することにより、洪水・高潮による浸水被害が発生したり、長期間湛水したままの状況が続く危険性からゼロメートル地帯の安全を確保するため、堤防等の整備、耐震点検・耐震化を促進するとともに、地震時の浸水危険性を表示した地震ハザードマップの作成・周知、発災時の情報伝達体制の充実を図る。

また、地震時の浸水被害軽減のため、水防体制の強化並びに排水ポンプ、水門等の排水施設や非常用発電装置等の整備及び耐震化・耐水化を進める。

(4) 孤立可能性の高い集落への対応

多様な通信手段の確保及び通信関連施設の耐震化及び非常用電源の確保に努めるとともに、水・食料等の生活物資や医薬品、簡易トイレ等の備蓄を促進する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設の安全確保

不特定多数の者が利用する施設では、施設被害に伴う死傷者が発生しないよう、施設・設備の耐震化、火災対策、浸水対策及び落下物防止対策を促進するとともに、適時・的確な情報提供や避難誘導等の体制整備を行う。

第6 災害対策本部機能の向上と応急対策の推進

(1) 迅速な初動体制の確立(初動対応マニュアル、参集システム等)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、第一次的な防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置など災害初動体制の確立を図る。

【具体的目標】

① 防災カメラ 12 台を平成 28 年度末整備済み

(2) 確実な応急対策、復旧・復興対策の推進(時系列業務行動マニュアル、各種協定等)

迅速な応急活動を実施するためには、事前に災害発生を見据えた体制の確立や、施設、資機材等の整備を図るとともに、大規模な災害時に備えて、広域的な応援体制の整備を図っていく必要がある。

また、復旧・復興に当たっては、被災者の生活再建を支援するとともに、災害による地域の社会活動が低下する状況を踏まえ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第5節 南海トラフ地震防災対策推進計画等の基本となるべき事項

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

(1) 南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための、特に地震防災上緊急に整備すべき施設等の種類については、次に掲げるものとし、おおむね 10 年を目途として整備を行う。

なお、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効力が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

ア 避難場所

イ 避難経路

ウ 消防団による避難誘導のための拠点施設、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)に規定する緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設その他消防用施設で総務大臣が定めるもの(消防用自家発電設備又は自家給油設備、地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両及び資機材、消防救急無線(デジタル)又は高機能消防指令センター)

エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

オ 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物

カ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設

- キ 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和 38 年法律第 81 号)に規定する共同溝、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成 7 年法律第 39 号)に規定する電線共同溝その他電線及び水管等の公益物件を地下に収容するための施設
- ク 海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)に規定する海岸保全施設、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)に規定する河川管理施設又は津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波防護施設
- ケ 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に規定する砂防設備、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)に規定する急傾斜地崩壊防止施設で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの
- コ 次に掲げる施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (ア) 医療法に規定する公的医療機関
- (イ) 社会福祉施設
- (ウ) 公立の小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校
- (エ) (ア)に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物
- サ 農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上改修その他の整備を要するもの
- シ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ス 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うため必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- セ 地震災害時において飲料水、食料、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- ソ 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
- タ 地震災害時において負傷者を一時的に収容し、及び保護するための救護設備その他の地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- チ 石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地

第2 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

以下の目標を掲げ、令和 3 年度に達成済み。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
堀切校区	避難施設の整備事業	1 箇所	令和 3 年度
小中山地区	避難施設の整備事業	4 箇所	令和 3 年度

第6節 地震防災上必要な施設等の整備の実施

第1 市（防災局）及び県（防災安全局、関係局）の整備

市は、県が作成する、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財

政上の特別措置に関する法律(昭和 55 年法律第 63 号)による「地震対策緊急整備事業計画」、及び地震防災対策特別措置法(平成 7 年法律第 111 号)による「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するものとする。

また、本市は南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されているため、「南海トラフ地震津波避難対策緊急事業計画」により必要な施設等を整備するものとする。

その他、市は、地震防災対策を推進するため、単独事業等で実施する。

第2 社会資本総合整備計画

以下の目標を掲げ、令和 4 年度に達成済み。

事業の種類	事業の内容・規模	計画期間	事業区域
防災施設整備	津波避難施設の整備	平成 27 年～令和 3 年度	堀切校区
防災施設整備	津波避難施設の整備	令和元年～令和 3 年度	小中山地区

第3 単独事業

(1) 防災対策事業

市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、緊急防災・減災事業債等を活用した防災対策事業を実施する。

(2) その他の事業

市及び県は、地震防災対策事業の推進を図るため、県が市に対して交付する県費補助金を活用した地震防災対象事業等を実施する。

第6章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

第1 市

市は、法の基本理念にのっとり、市の区域並びに住民の生命、身体及び財産を地震、津波、その他の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

第2 県

県は、法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震、津波、その他の災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法の基本理念にのっとり市の区域並びに住民の生命、身体及び財産を地震、津波、その他の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、法の基本理念にのっとり、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 市

機関名	内 容
田原市	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (3) 災害広報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)を行う。 (4) 避難場所・避難所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じその取るべき措置について指示又は要請を行う。 (6) 避難の指示を行う。 (7) 被災者の救助を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (9) 消防活動及び浸水対策活動(水防活動を含む。)を行う。 (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (13) 消防、浸水対策(水防活動を含む。)、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (14) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (15) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。 (16) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (18) 被災建築物・宅地の応急危険度判定等を行う。 (19) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第2 県

機関名	内 容
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。 (2) 災害広報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)を行う。 (3) 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。 (4) 避難場所・避難所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (5) 地震防災応急対策について、市長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。 (6) 避難の指示を代行することができる。 (7) 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 (8) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。 (9) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (10) 市の実施する消防活動及び浸水対策活動(水防管理団体の実施する水防活動を含む。)に対する指示及び調整を行う。 (11) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (12) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。 (13) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災並びに災害復旧を行う。 (14) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (15) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 (16) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (17) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあっせんを行う。 (18) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (19) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。 (20) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (21) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体・環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。 (22) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (23) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (24) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> (25) 市の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。 また、応急仮設住宅の設置を行う。 (26) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支援金の支給を行う。 (27) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (28) 愛知県名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。
愛知県警察 (田原警察署)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関するこ^トを行^う。 (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行^う。 (3) 津波に関する予警報の伝達を行^う。 (4) 被害実態の早期把握と情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の伝達を行^う。 (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行^う。 (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行^う。 (7) 人命救助を行^う。 (8) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行^う。 (9) 災害時における交通秩序の保持を行^う。 (10) 警察広報を行^う。 (11) 災害時における各種犯罪の取締りを行^う。 (12) 他の機関の行う地震防災応急対策又は災害応急対策に対する協力を^行う。 (13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。 (14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行^う。

第3 指定地方行政機関

機関名	内 容
中部管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関するこ^とを行^う。 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関するこ^とを行^う。 (3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関するこ^とを行^う。 (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するこ^とを行^う。 (5) 情報の収集及び連絡に関するこ^とを行^う。
東海財務局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るために、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。 (2) 市が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。 (3) 市が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起^こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。 (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する一方、被害者等からの金融相談ニーズに対応する金融相談窓口を設置する。 (5) 災害が発生した場合又は東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合に応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行^う。 (6) 上記(1)～(5)の措置等を適切に行^うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。
東海北陸厚生局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況の情報収集、連絡調整 (2) 関係職員の派遣

	(3) 関係機関との連絡調整
東海農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。 (3) 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るために必要な指導を行う。 (4) 被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置について指導を行う。 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。 (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。 (7) 市の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。 (9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。
中部森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、関係機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。 (2) 市長、知事等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。 (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需要安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。 (4) 知事、市長等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。
中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2) 電力及びガスの安定供給の確保のこと。 (3) 災害対策物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。 (4) 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。 (5) 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。
中部近畿産業保安監督部	高压ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。
中部運輸局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。 (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 (4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。 (5) 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。 (6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。 (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び

	<p>緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>(10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>(11) 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。</p>
大阪航空局 中部空港事務所	<p>(1) 航空保安施設の管理運用を行う。</p> <p>(2) 航空機乗務員に対し、航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供を行う。</p> <p>(3) 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するために航空交通管制を行う。</p> <p>(4) 遭難航空機の捜索及び救助に関し、関係機関に協力する。</p> <p>(5) 航空輸送の要請に速やかに対応できるよう、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講ずる。</p> <p>(6) 運輸安全委員会に対する航空機事故調査の援助を行う。</p> <p>(7) 自衛隊の災害派遣要請を行う。</p>
第四管区海上保安本部 (名古屋海上保安部)	<p>(1) 情報の収集、伝達を行う。</p> <p>(2) 船舶・臨海施設・遊泳者等に対し、地震等災害に関する情報の伝達及び周知を図る。</p> <p>(3) 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。</p> <p>(4) 海上における船舶交通の安全確保を図るため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。</p> <p>(5) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等（港則法・海上交通安全法）、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。</p> <p>(6) 海上火災の発生するおそれのある海域にある者に対し、火気の使用を制限し、又は禁止する。</p> <p>(7) 排出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置を取る。</p> <p>(8) 自衛隊の災害派遣要請を行う。</p> <p>(9) 海上における治安を維持する。</p>
名古屋地方気象台	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>
東海総合通信局	<p>(1) 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理を行う。</p> <p>(2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。</p> <p>(3) 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。</p> <p>(4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関するこを行なう。</p> <p>(5) 非常通信協議会の運営に関するこを行なう。</p> <p>(6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用設備の貸与を行う。</p>
愛知労働局	<p>(1) 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。</p> <p>(2) 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。 (4) 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請する。 (5) 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。 (6) 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。 (7) 被災者に対して必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。 (8) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当の支給を行う。
中部地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予防 <ul style="list-style-type: none"> ア 降雨、河川水位などについて観測する。 イ 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。 ウ 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。 エ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。 オ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。 カ 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。 キ 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。 ク 関係機関との連携による地震・津波災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 初動対応 <ul style="list-style-type: none"> ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ 情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公務員団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と連携を図りつつ、道路啓開を行う。 (3) 応急復旧 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。 イ 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。 ウ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を図る。 エ 海上緊急輸送路を確保するため、津波流出物の除去等を実施する。 オ 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。 カ 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。 キ 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。 ク 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・災害対策用機械・油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。

中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。
近畿中部防衛局東海防衛支局	(1) 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。
国土地理院 中部地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 (4) 被災した地域の災害復旧・復興に当たっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施に当たっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

第4 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊 (陸上自衛隊 豊川駐屯地)	<p>(1) 災害派遣要請権者から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。この際、大規模災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つないとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。なお、自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況の把握 イ 避難の援助 ウ 遭難者等の搜索救助 エ 水防活動 オ 消防活動 カ 道路又は水路の啓開 キ 応急医療・救護・防疫 ク 人員及び物資の緊急輸送 ケ 給食及び給水 コ 入浴支援 サ 救援物資の無償貸与又は譲与 シ 危険物（火薬類等）の保安及び除去等 ス その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う <p>具体的な活動内容は、次のとおり。</p> <p>(2) 災害派遣の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 防災関係資料(災害派遣に必要な情報)の収集を行う。 イ 災害派遣計画を作成する。 ウ 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。 <p>(3) 警戒宣言発表に伴う措置</p> <p>統合任務部隊指揮官の命令により、防災派遣を実施する。</p> <p>(4) 発災後の対処</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 即時救援活動 <p>人命救助を最優先して救援活動を実施する。</p>

	<p>イ 応急救護活動</p> <p>統合任務部隊指揮官の命令に基づき、救援活動を実施する。</p> <p>ウ 方面隊による本格対処</p> <p>統合任務部隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第5 指定公共機関

機関名	内 容
独立行政法人 国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。
独立行政法人 水資源機構 (豊川用水総合事業部豊橋支所)	(1) 豊川用水の施設(ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等)の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。 (2) 地震予知情報、警戒宣言等の収集及び伝達を行う。 (3) 発災に備え、資機材の整備及び点検整備等を行う。 (4) 管理する施設の機能を維持保全するとともに、同施設等を通じて供給する水道用水等の必要最小限の確保を図る。
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。
独立行政法人 都市再生機構	(1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。 (2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。
日本赤十字社	(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するほか、南海トラフ地震に関する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (2) 避難所の設置に係る支援を行う。 (3) 医療、助産、死体の処理(一時保存を除く。)の業務を行う。 (4) 血液製剤の確保と供給を行う。 (5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資(毛布、緊急セット等)を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分に当たっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。 (6) 義援金等の受付と配分を行う。なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金等の迅速公正な配分に努める。
日本放送協会	(1) 激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。 (2) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。 (3) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。 (4) 気象等予警報、大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報(警報)、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。 (5) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。
日本郵便株式会 社東海支社	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。 また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。 (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に充てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。 (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等に充てた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。 (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。
中部電力パワーグリッド株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。 (※1) 中部電力ミライズ株式会社を含む。(以降同じ。) (※2) 関西電力送配電株式会社を含む。(以降同じ。) (※3) 電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)
西日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。 (2) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (4) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (5) 気象等警報を市へ連絡する。 (6) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
KDDI 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。 (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して防災関係機関からの要請があれば優先的に対応する。
株式会社 NTT ドコモ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。 (2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (3) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (4) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 (3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

楽天モバイル株式会社	(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。 (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
一般財団法人日本建設業協会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。
イオン株式会社、株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

第6 指定地方公共機関

機関名	内 容
サーラエナジー株式会社	(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。
一般財団法人愛知県トラック協会	(1) 災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応する。 (2) 緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。
豊橋鉄道株式会社	(1) 線路、橋梁、停車場、盛土、電気施設その他輸送に直接関係のある施設の保守・管理を行う。 (2) 警戒宣言時の正確かつ迅速な情報伝達を行う。 (3) 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。 (4) 旅客の避難誘導、救護を行う。 (5) 列車の運転規制等を行う。 (6) 災害発生後の早期復旧に備え、その準備体制を取る。 (7) 災害により線路が不通となった場合は、列車の運転休止、自動車による代行輸送による振替輸送等を行う。 (8) 死傷者の救護及び処置を行う。 (9) 対策本部は、運転再開に当たり必要により抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
各民間放送及び新聞社	日本放送協会に準ずる。
公益社団法人愛知県医師会	(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
一般社団法人	(1) 歯科保健医療活動に協力する。

愛知県歯科医師会	(2) 身元確認活動に協力する。
一般社団法人 愛知県薬剤師会	(1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。 (2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
公益社団法人 愛知県看護協会	看護活動に協力する。
一般社団法人 愛知県病院協会	医療及び助産活動に協力する。
一般社団法人 愛知県 LP ガス協会	(1) LP ガス設備の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は、LP ガス設備の災害復旧をする。
一般社団法人 愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

第7 田原市消防団

機関名	内 容
田原市消防団 (水防団)	(1) 防災に関する知識の普及並びに防災に関する教育及び訓練を実施する。 (2) 災害発生に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。 (3) 警報、地震予知情報、警戒宣言等の情報収集伝達を行う。 (4) 警報、地震予知情報、警戒宣言等の広報を行う。 (5) 災害情報の収集伝達及び被害調査を行う。 (6) 消防、水防その他の応急措置を行う。 (7) 被災者の応急救助及び保護活動を行う。

第8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
豊川総合用水 土地改良区 田原管理事務所	(1) 地震予知情報、警戒宣言等の収集及び伝達を行う。 (2) 発災に備え、資機材の整備及び点検整備等を行う。 (3) 管理する施設の機能を維持保全するとともに、同施設等を通じて供給する水道用水等の必要最小限の確保を図る。 (4) 管理施設(支線水路主要部分)の操作、維持、その他の管理又は同施設についての災害復旧工事を行う。
田原市土地改良区	(1) 警戒宣言時など、管理する農業用施設等の整備点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。 (2) 災害発生後、管理するかんがい排水施設、その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、廃止又は変更を行うとともに災害復旧を行う。
各港湾施設の 管理機関	港湾施設等(水門、閘門、護岸、堤防、防潮壁、貯木場等)の維持管理を行うとともに、災害予防、及び応急復旧のための措置を行う。
田原市コミュニティ協議会	被害調査、被災者の救助等の応急諸対策の活動及び義援金品の募集等について協力する。
田原市自主防災会	地区防災計画を作成し、防災資機材の整備を図るとともに、災害時には自ら防災活動を実施する。

田原市社会福祉協議会	(1) 市との連携により、災害ボランティアセンターの運営に協力する。 (2) NPOなどと連携し、ボランティアの派遣依頼や活動紹介などの調整を行う。
産業経済団体	農業協同組合、漁業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要資機材及び融資のあっせんについて協力する。
文化、厚生、社会団体	日赤奉仕団、PTA、体育協会、文化協会等社会教育団体等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。
企業等	企業(毒物劇物等化学薬品類を貯蔵し、又は取り扱う者)は、災害防止について第一次的責任を有する点に鑑み、防災上必要な施設の管理者として、消防計画等の災害防止計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資機材の整備等に努め、また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努めるなど、平常時から防災体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施し、市、県、その他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力する。
危険物施設の管理者	危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。
建築関係団体	一般財団法人愛知県建築住宅センター、公益社団法人愛知建築士会、公益社団法人愛知県建築士事務所協会等は、応急危険度判定の実施に協力する。
その他重要な施設の管理者	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第3節 市民等の基本的責務

「自らの身の安全は自ら守る」が、防災の基本であり、全ての市民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。

特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

第1 市民の責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、市、県、国、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

第2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割(生命等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分認識し、各事業者において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(Business Continuity Plan。以下「BCP」という。)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。